

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【公開番号】特開2005-182005(P2005-182005A)

【公開日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-026

【出願番号】特願2004-342723(P2004-342723)

【国際特許分類】

G 09 F 9/30 (2006.01)

G 09 G 3/20 (2006.01)

G 09 G 3/30 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/30 3 9 0 Z

G 09 F 9/30 3 3 8

G 09 G 3/20 6 1 1 A

G 09 G 3/20 6 2 1 E

G 09 G 3/20 6 2 2 B

G 09 G 3/20 6 2 2 K

G 09 G 3/20 6 2 3 B

G 09 G 3/20 6 2 3 V

G 09 G 3/20 6 2 4 B

G 09 G 3/30 J

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月4日(2007.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板の一表面に第1の表示領域、第2の表示領域、ソースドライバ及びゲートドライバが設けられ、

前記第1の表示領域には第1の画素が複数設けられ、

前記第2の表示領域には第2の画素が複数設けられ、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々は発光素子を有し、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の一方のピッチは同じであり、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の他方のピッチは異なっており、

前記第1の表示領域及び前記第2の表示領域の各々に設けられた複数の信号線は前記ソースドライバに電気的に接続され、

前記第1の表示領域及び前記第2の表示領域の各々に設けられた複数の走査線は前記ゲートドライバに電気的に接続されることを特徴とする表示装置。

【請求項2】

基板の一表面に第1の表示領域、第2の表示領域、ソースドライバ、第1のゲートドライ

イバ及び第2のゲートドライバが設けられ、

前記第1の表示領域には第1の画素が複数設けられ、

前記第2の表示領域には第2の画素が複数設けられ、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々は発光素子を有し、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の一方のピッチは同じであり、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の他方のピッチは異なっており、

前記第1の表示領域及び前記第2の表示領域の各々に設けられた複数の信号線は前記ソースドライバに電気的に接続され、

前記第1の表示領域に設けられた複数の走査線は前記第1のゲートドライバに電気的に接続され、

前記第2の表示領域に設けられた複数の走査線は前記第2のゲートドライバに電気的に接続されることを特徴とする表示装置。

#### 【請求項3】

基板の一表面に第1の表示領域、第2の表示領域、第1のソースドライバ、第2のソースドライバ及びゲートドライバが設けられ、

前記第1の表示領域には第1の画素が複数設けられ、

前記第2の表示領域には第2の画素が複数設けられ、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々は発光素子を有し、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の一方のピッチは同じであり、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の他方のピッチは異なっており、

前記第1の表示領域に設けられた複数の信号線は前記第1のソースドライバに電気的に接続され、

前記第2の表示領域に設けられた複数の信号線は前記第2のソースドライバに電気的に接続され、

前記第1の表示領域及び前記第2の表示領域の各々に設けられた複数の走査線は前記ゲートドライバに電気的に接続されることを特徴とする表示装置。

#### 【請求項4】

基板の一表面に第1の表示領域、第2の表示領域、第1のソースドライバ、第2のソースドライバ、第1のゲートドライバ及び第2のゲートドライバが設けられ、

前記第1の表示領域には第1の画素が複数設けられ、

前記第2の表示領域には第2の画素が複数設けられ、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々は発光素子を有し、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の一方のピッチは同じであり、

前記第1の画素及び前記第2の画素の各々の列方向及び行方向の他方のピッチは異なっており、

前記第1の表示領域に設けられた複数の信号線は前記第1のソースドライバに電気的に接続され、

前記第2の表示領域に設けられた複数の信号線は前記第2のソースドライバに電気的に接続され、

前記第1の表示領域に設けられた複数の走査線は第1のゲートドライバに電気的に接続され、

前記第2の表示領域に設けられた複数の走査線は第2のゲートドライバに電気的に接続されることを特徴とする表示装置。

#### 【請求項5】

請求項1又は請求項2において、

前記第1の表示領域及び前記第2の表示領域の各々に設けられた複数の信号線は、前記ソースドライバを介して、デジタルデータ線に電気的に接続されることを特徴とする表示装置。

【請求項6】

請求項3又は請求項4において、

前記第1の表示領域に設けられた複数の信号線は、前記第1のソースドライバを介してデジタルデータ線に電気的に接続され、

前記第2の表示領域に設けられた複数の信号線は、前記第2のソースドライバを介してアナログデータ線に電気的に接続されることを特徴とする表示装置。

【請求項7】

請求項1乃至請求項6のいずれか一項において、

前記発光素子は前記基板の一表面と反対の表面の方向に発光することを特徴とする表示装置。

【請求項8】

請求項1乃至請求項6のいずれか一項において、

前記基板と対向する対向基板を有し、

前記発光素子は前記対向基板の方向に発光することを特徴とする表示装置。

【請求項9】

請求項1乃至請求項6のいずれか一項において、

前記基板と対向する対向基板を有し、

前記発光素子は前記基板の一表面と反対の表面の方向と前記対向基板の方向に発光することを特徴とする表示装置。

【請求項10】

請求項1乃至請求項9のいずれか一項において、

前記第1の画素が含むトランジスタの個数と、前記第2の画素が含むトランジスタの個数は異なることを特徴とする表示装置。

【請求項11】

請求項1乃至請求項9のいずれか一項において、

前記第1の画素が含むトランジスタの個数は3つ又は4つであり、

前記第2の画素が含むトランジスタの個数は2つであることを特徴とする表示装置。

【請求項12】

請求項1乃至請求項11のいずれか一項において、

前記基板と対向する対向基板と、

前記基板の一表面と反対の表面に設けられた第1の偏光板と、

前記対向基板の一表面に設けられた第2の偏光板を有することを特徴とする表示装置。

【請求項13】

請求項1乃至請求項12のいずれか一項において、

前記第1の画素の発光部の面積と、前記第2の画素の発光部の面積は、異なることを特徴とする表示装置。

【請求項14】

請求項1乃至請求項12のいずれか一項において、

前記第1の画素の発光部の面積は、前記第2の画素の発光部の面積よりも小さいことを特徴とする表示装置。

【請求項15】

請求項1乃至請求項14のいずれか一項に記載の前記表示装置を用いることを特徴とする電子機器。